

(2) 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示 債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	551	486
危険債権	1,941	1,977
要管理債権	776	980
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	776	980
小計 (A)	3,269	3,445
保全額 (B)	2,581	2,484
個別貸倒引当金 (C)	301	329
一般貸倒引当金 (D)	98	129
担保・保証等 (E)	2,180	2,025
保全率 (B) / (A)	78.93%	72.11%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	36.74%	32.34%
正常債権 (F)	34,002	33,157
総与信残高 (A) + (F)	37,272	36,603

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」

以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 増 加 額	当 期 減 少 額		期末残高	摘 要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和6年度	92	185	—	92	185	
	令和7年度	185	188	—	185	188	
個別貸倒引当金	令和6年度	340	301	3	336	301	
	令和7年度	301	329	16	285	329	
合 計	令和6年度	432	487	3	429	487	
	令和7年度	487	517	16	471	517	

(4) 貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	21,367	37,081

(5) 自己資本充実の状況

①自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,676,059	4,765,786
うち、出資金及び資本剰余金の額	144,739	142,856
うち、利益剰余金の額	4,538,943	4,630,349
うち、外部流出予定額 (△)	4,242	4,194
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3,381	△ 3,225
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	185,495	188,645
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	185,495	188,645
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,861,554	4,954,431
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	27,634	21,819
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27,634	21,819
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	27,634	21,819
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	4,833,919	4,932,611

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,638,300	38,294,602
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,512,798	1,587,720
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	40,151,099	39,882,323
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	12.03%	12.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◇自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、142,856千円です。

②定量的な開示事項

(イ) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・ アセット等	所要 自己資本額	リスク・ アセット等	所要 自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	38,638	1,545	38,294	1,531
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ごとのエクスポージャー	35,904	1,436	35,233	1,409
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	30	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,218	368	8,735	349
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,522	60	1,482	59
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	17,502	700	17,450	698
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,140	45	953	38
トランザクター向け	100	4	93	3
不動産関連向け	2,195	87	2,320	92
自己居住用不動産等向け	557	22	657	26
賃貸用不動産向け	724	28	601	24
事業用不動産関連向け	769	30	923	36
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	144	5	136	5
劣後債権及びその他資本性証券等	1,650	66	1,350	54
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,711	108	2,790	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに 係る延滞	59	2	72	2
取立未済手形	3	0	4	0
信用保証協会等による保証付	171	6	168	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—	—
株式等	10	0	10	0
上記以外	1,241	49	1,346	53
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のう ち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されな かった部分に係るエクスポージャー	525	21	573	22
特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るそ の他外部 T L A C 関連調達手段に関するエ クスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係る その他外部 T L A C 関連調達手段に係るエ クスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	715	28	773	30

証券化	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,733	109	3,061	122
	ルック・スルー方式	2,733	109	3,061	122
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
	フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,512	60	1,587	63
	BI	1,008		1,058	
	BIC	121		127	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）		40,151	1,606	39,882	1,595

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの計画に基づいた業務推進を行い、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一の施策として考えております。

(ロ) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

a. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
		令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
国	内外	79,632	78,999	38,501	37,920	21,942	22,213	—	—	3,429	3,454
国	外	7,198	6,898	—	—	7,198	6,898	—	—	—	—
地	域 別 合 計	86,831	85,898	38,501	37,920	29,140	29,112	—	—	3,429	3,454
製	造 業	12,609	12,347	4,109	3,947	8,500	8,400	—	—	479	481
農	業、林業	68	64	68	64	—	—	—	—	—	—
漁	業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱	業、採石業、 土砂採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建	設 業	5,417	5,648	4,917	5,148	500	500	—	—	599	510
電気・ガス・熱供給・ 水	道 業	2,600	2,600	0	0	2,599	2,599	—	—	—	—
情	報 通 信 業	1,276	1,188	73	85	1,200	1,100	—	—	—	—
運	輸 業、郵便業	3,782	3,051	1,082	352	2,699	2,699	—	—	19	19
卸	売 業、小売業	4,972	5,163	2,409	2,500	2,562	2,662	—	—	161	308
金	融 業、保険業	38,579	36,855	12,066	12,060	9,698	9,499	—	—	—	—
不	動 産 業	2,146	2,631	1,746	1,932	400	699	—	—	90	101
物	品 賃 貸 業	162	161	162	161	—	—	—	—	—	—
学	術 研 究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	164	157	64	57	100	100	—	—	15	14
宿	泊 業	596	628	596	628	—	—	—	—	595	618
飲	食 業	801	750	601	550	200	200	—	—	60	58
生	活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	656	665	656	665	—	—	—	—	260	271
教	育、学習支援業	260	247	260	247	—	—	—	—	—	—
医	療、福 祉	425	430	425	430	—	—	—	—	15	14
そ	の 他 の サ ー ビ ス	1,756	1,832	1,756	1,832	—	—	—	—	895	851
国・地方公共団体等		4,258	5,619	3,360	3,114	679	651	—	—	—	—
個	人	4,138	4,140	4,138	4,140	—	—	—	—	236	203
そ	の 他	2,154	1,713	—	—	—	—	—	—	—	—
業	種 別 合 計	86,831	85,898	38,501	37,920	29,140	29,112	—	—	3,429	3,454
1	年 以 下	15,292	18,403	5,505	5,680	2,327	3,211	—	—		
1	年 超 3 年 以 下	16,111	17,225	2,577	4,791	7,534	8,434	—	—		
3	年 超 5 年 以 下	16,125	14,049	8,579	6,055	7,015	7,203	—	—		
5	年 超 7 年 以 下	7,847	7,898	3,848	3,698	3,799	3,899	—	—		
7	年 超 10 年 以 下	8,728	6,627	5,065	4,564	3,062	1,762	—	—		
10	年 超	19,160	18,529	12,060	12,230	5,399	4,599	—	—		
期間の定めのないもの		3,564	3,164	864	899	—	—	—	—		
残	存 期 間 別 合 計	86,831	85,898	38,501	37,920	29,140	29,112	—	—		

- (注) 1. 貸出金には、貸出金に関する未収利息を含めて計上しております。
2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金や有形固定資産等が含まれます。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ｂ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
製 造 業	35	29	29	34	0	0	34	28	29	34	-	-
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	36	31	31	21	2	5	33	25	31	21	1	14
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
卸売業、小売業	14	6	6	6	0	-	14	6	6	6	-	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	18	19	19	16	-	2	18	16	19	16	7	3
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
宿泊業	158	149	149	160	-	-	158	149	149	160	9	8
飲食業	10	7	7	7	-	-	10	7	7	7	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	47	47	47	73	-	7	47	40	47	73	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	6	5	5	5	-	-	6	5	5	5	-	-
その他のサービス	2	0	0	-	-	-	2	0	0	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	8	2	2	3	-	-	8	2	2	3	2	9
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	340	301	301	329	3	16	336	285	301	329	21	37

- (注) 1. 貸出金償却は、期中に償却した全ての貸出金償却の額を計上しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、73ページに掲載しております。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

c. 標準的手法が適用されるエクスポージャーの

ポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
現金	1,688	-	1,688	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	498	-	498	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,360	-	3,360	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	133	-	133	-	-	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,706	-	34,706	-	9,218	27
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,206	-	4,206	-	1,522	36
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	30,706	2,012	30,172	263	17,502	58
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,546	10,266	2,253	329	1,140	44
トランザクター向け	-	8,496	-	250	100	40
不動産関連向け	3,589	-	3,413	-	2,195	64
自己居住用不動産等向け	1,533	-	1,511	-	557	37
賃貸用不動産向け	947	-	943	-	724	77
事業用不動産関連向け	1,012	-	861	-	769	89
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	96	-	96	-	144	150
劣後債権及びその他資本性証券等	1,100	-	1,100	-	1,650	150
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,310	99	2,230	11	2,711	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	71	-	70	-	59	84
取立未済手形	16	-	16	-	3	20
信用保証協会等による保証付	3,376	9	3,376	0	171	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	4	-	4	-	10	250
合計					34,663	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
現金	1,190	-	1,190	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,105	-	2,105	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,114	-	3,114	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	100	-	100	-	30	30
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	126	-	126	-	-	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,479	-	32,479	-	8,735	27
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,004	-	4,004	-	1,482	37
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	31,184	2,647	30,535	360	17,450	56
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,200	10,535	1,923	293	953	43
トランザクター向け	-	8,715	-	234	93	40
不動産関連向け	4,141	-	3,985	-	2,320	58
自己居住用不動産等向け	1,916	-	1,890	-	657	35
賃貸用不動産向け	936	-	931	-	601	65
事業用不動産関連向け	1,197	-	1,072	-	923	86
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	91	-	91	-	136	150
劣後債権及びその他資本性証券等	900	-	900	-	1,350	150
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,343	96	2,269	9	2,790	122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	79	-	79	-	72	91
取立未済手形	22	-	22	-	4	20
信用保証協会等による保証付	2,995	5	2,995	0	168	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	4	-	4	-	10	250
合計					33,886	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

d. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F ・ 信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	1,688	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	3,360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,014	-	-	20,441	-	6,238	-	-	-	-	-	-	2,504	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,901	-	1,302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	4,099	-	-	-	-	-	-	-	-	15,862	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	201	111	337	-	45	-	163	-	81	185	-	211	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	201	111	216	-	-	-	163	-	-	185	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	120	-	45	-	-	-	81	-	-	211	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	419	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	1,657	1,719	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	10,218	1,719	-	24,893	111	6,575	-	45	-	163	-	331	18,971	-	211	-	

(単位：百万円)

	令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F ・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,688	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,360	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	501	1,004	501	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	34,706	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	501	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,206	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	1,099	198	9,006	-	-	169	-	-	-	-	-	-	-	-	30,436	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,526	-	-	-	-	806	-	-	-	-	-	-	-	-	2,583	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	
不動産関連向け	1,053	670	-	-	256	-	-	484	43	38	-	197	-	-	-	3,413	
自己居住用不動産等向け	632	670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,511	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	484	-	-	-	-	-	-	-	943	
事業用不動産関連向け	421	-	-	-	256	-	-	-	43	38	-	101	-	-	-	861	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	-	-	-	96	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,100	-	-	-	1,100	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	432	-	-	-	-	1,389	-	-	-	2,241	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,377	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	
合計	1,555	3,631	700	9,006	256	-	1,980	484	43	38	-	2,687	4	-	-	83,630	

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	1,190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,011	-	-	19,452	-	5,503	-	-	-	-	-	-	1,501	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,701	-	1,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	5,018	-	-	-	-	-	-	-	-	15,561	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	1,224	-	-	-	-	-	-	-	188	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	188	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,074	32	439	-	-	-	111	-	76	97	-	172	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,074	32	150	-	-	-	111	-	-	97	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	288	-	-	-	-	-	76	-	-	172	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	377	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,306	1,689	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,855	1,689	-	26,817	32	6,042	-	-	-	111	-	264	17,538	-	172	-

(単位：百万円)

	令和7年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F ・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,190	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,105	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,114	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	501	1,505	501	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	32,479	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	501	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,004	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	1,299	99	8,735	-	-	81	100	-	-	-	-	-	-	-	30,896	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	721	-	-	-	-	82	-	-	-	-	-	-	-	-	2,217	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	234	
不動産関連向け	936	123	-	-	252	-	-	271	300	5	-	91	-	-	-	3,985	
自己居住用不動産等向け	422	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,890	
賃貸用不動産向け	-	123	-	-	-	-	-	271	-	-	-	-	-	-	-	931	
事業用不動産関連向け	513	-	-	-	252	-	-	-	300	5	-	-	-	-	-	1,072	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	-	-	-	91	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	900	-	-	-	900	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	457	-	-	-	-	1,427	-	-	-	2,278	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	79	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,996	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	
合計	1,437	3,651	600	8,735	252	-	1,193	371	300	5	-	2,418	4	-	-	82,496	

e. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	45,429	571	10	45,474
40%～70%	20,696	8,069	10	20,805
75%	3,105	1,542	11	2,897
80%	700	-	0	700
85%	9,165	2,010	13	8,917
90%～100%	1,673	165	10	1,588
105%～130%	586	-	0	566
150%	2,747	29	16	2,675
250%	4	-	0	4
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	84,108	12,388	11	83,630

(単位：百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	45,398	556	10.000	45,437
40%～70%	19,390	8,306	10.000	19,524
75%	3,877	1,590	10.297	3,651
80%	600	-	0.000	600
85%	9,023	2,645	13.765	8,735
90%～100%	1,496	161	10.000	1,446
105%～130%	710	-	0.000	677
150%	2,485	23	10.000	2,418
250%	4	-	0.000	4
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	82,988	13,285	10.785	82,496

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約どおりに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。また、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定の債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制等のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や常勤理事会、理事会に対し報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定規程」（自己査定基準）及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した金額に今後3年間の予想損失額を見込んで個別貸倒引当金として計上しており、実質破綻先及び破綻先については、担保・保証で保全されている金額を除いた未保全額全額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

以下の4つの機関を採用しております。

- ・ J C R （株式会社 日本格付研究所）
- ・ R & I （株式会社 格付投資情報センター）
- ・ M o o d y ' s （ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S & P （スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ）

(ハ) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
標準的手法が適用されたエクスポージャー	1,206	1,230	2,301	2,350	—	—		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の受付に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取扱い姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適正な管理並びに適切な事務取扱いを行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、地方公共団体及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証があり、これらが保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

③オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または対外事象の発生により当金庫に生ずる損失にかかるリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク等を含むリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクの認識・評価・コントロール等のための態勢を整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理・緊急時の態勢を整備すること等を基本とし、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、現状、標準的手法を採用しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を設置し、各リスクの管理担当部署と連携して協議・検討を行うとともに、必要に応じて、経営陣や理事会等に報告する態勢を整備しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

標準的手法を採用しております。

◆B I の算出方法

金利要素（I L D C）、役務要素（S C）、及び金融商品要素（F C）の3つを合計してB I（事業規模指標）を算出しております。

◆I L Mの算出方法

自己資本比率告示306条第1項第3号の規定に基づき、I L Mの値に1を用いる方法を採用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

⑤証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

⑥出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(イ) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	531	531	531	531
合 計	531	531	531	531

(注) 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、
信金中央金庫出資金やその他の出資金です。

(ロ) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う

損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

◇銀行勘定における出資その他これらに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、保有限度枠の状況や市場リスクの予想損失額等を分析し、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等にかかるリスクの認識については、財務諸表等を基にした分析・評価を実施し、適切なリスク管理に努めております。

⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,108	3,216
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

⑧金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,959	2,538	1	7
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,247	1,717		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,959	2,538	1	7
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,932		4,833	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

◇定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要	
A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明	当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、I R R B B：Interest Rate Risk in the Banking Book ※)については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。 (※ I R R B Bとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)
B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明	当金庫では、A L M管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めております。
C. 金利リスク計測の頻度	6月末、9月末、12月末、3月末を基準日として、四半期毎にI R R B Bを計測しております。
D. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明	当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。
(2) 金利リスクの算定方法の概要	
A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ E V E及びΔ N I I(※)並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項	(※ I R R B Bのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されているものをいいます。)
(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

	(c)流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 (d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 (e)複数の通貨の集計方法及びその前提 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。 (f)スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等) 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。 (g)内部モデルの使用等、$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$に重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは、使用しておりません。 (h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明 算定方法の変動はありません。 (i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成から見て、妥当な範囲に収まっていると考えております。
	B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項 (a)金利ショックに関する説明 $\Delta E V E$及び$\Delta N I I$以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、VaR及び100BPVを計測しております。 (b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる$\Delta E V E$及び$\Delta N I I$と大きく異なる点) 当金庫では、有価証券の金利リスクをVaR及び100BPVにより管理しております。 市場取引においては、VaR及び100BPVに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益のアラームポイントなどを設定し、常時モニタリングを行っております。 また、当金庫では、収益管理のため、市場環境等を考慮した金利シナリオに基づいた収益シミュレーションを、四半期毎に実施しております。

(6) 有価証券、金銭の信託、信用金庫法施行規則第102条
第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価
額、時価及び評価損益

◎有価証券

1. 売買目的有価証券

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

2期とも該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

2期とも該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価 差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	債券	1,185	1,169	15	177	162	14
	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,185	1,169	15	177	162	14
	その他	1,840	1,796	43	1,976	1,905	70
	小計	3,025	2,966	59	2,153	2,068	84
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	債券	19,781	20,772	△ 991	20,702	22,050	△ 1,348
	国債	157	199	△ 42	139	199	△ 60
	社債	19,623	20,572	△ 948	20,562	21,850	△ 1,287
	その他	7,935	8,509	△ 574	7,541	8,209	△ 668
	小計	27,716	29,282	△ 1,565	28,243	30,259	△ 2,016
合計		30,741	32,248	△ 1,506	30,396	32,328	△ 1,931

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和6年度 貸借対照表計上額	令和7年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	該当なし	該当なし
関連法人等株式	該当なし	該当なし
非上場株式	4	4
投資事業組合出資金	該当なし	該当なし
合計	4	4

◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2期とも該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

2期とも該当ありません。

◎信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

2期とも該当ありません。

15. 自動機器設置状況

◎自動機設置台数

	設置店舗数(台数)	店舗外ＡＴＭ設置数(うち共同設置数)
令和 7 年 3 月	9 (1 2)	5 (0)
令和 8 年 3 月	9 (1 2)	5 (0)

◎自動機設置一覧

設置店舗等	設置機械等
本店営業部	ＡＴＭ (2 台)
福野駅前支店	ＡＴＭ
城端支店	ＡＴＭ
戸出支店	ＡＴＭ (2 台)
津沢支店	ＡＴＭ
中田支店	ＡＴＭ
砺波支店	ＡＴＭ (2 台)
井波支店	ＡＴＭ
高岡支店	ＡＴＭ
福野ア・ミュー出張所	ＡＴＭ
南砺市役所福野行政センター出張所	ＡＴＭ
戸出中央出張所	ＡＴＭ
アルビス中田店出張所	ＡＴＭ
ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ砺波店出張所	ＡＴＭ

(注) 中田支店、福野駅前支店および南砺市役所福野行政センター出張所のＡＴＭは、土曜日・日曜日・祝日は稼動しておりませんので、ご利用いただけません。